

個人事業者の税制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月二十四日

浜田和幸

参議院議長 西岡武夫 殿

個人事業者の税制に関する質問主意書

我が国においては、小規模の事業者も大規模の事業者と同様に我が国の経済を支えているところ、小規模の法人と個人事業者との間に実態の差がないことが多い。しかし、法人においては、代表者の報酬を経費算入することができる一方、個人事業者においては、事業主の報酬を経費算入することができず、実態がほぼ同一であっても個人事業者の税負担が法人の税負担よりも重いという実情が存在する。

そこで以下のとおり質問する。

一 個人事業者の所得のうち一定部分を報酬として認め、これを控除するといふわゆる事業主報酬制度を導入する予定はあるのか。政府の見解を示されたい。

二 事業主報酬制度を導入した場合、税収にどの程度の影響を及ぼすと試算しているのかについて、明らかにされたい。

三 事業主報酬制度の導入に必要な財源として、どのようなものを検討しているのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

